

関税率表解説改正

新	旧
<p>15.17 マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第 15.16 項の食用の油脂及びその分別物を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>(1) (省 略) (2) (省 略) (3) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>(A) (省 略) (B) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>更に、この項には、タロー又はラードを圧搾して得た物品を含まない（15.03）。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> $\begin{array}{c} * \\ - \\ * \quad * \\ \hline \end{array}$ </div> <p>号の解説 <u>1517.10 及び 1517.90</u> <u>1517.10 号及び 1517.90 号においてマーガリンの物理的性質は、温度 10 度における目視の方法による。</u></p>	<p>15.17 マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第 15.16 項の食用の油脂及びその分別物を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>(1) (省 略) (2) (省 略) (3) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>(A) (省 略) (B) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>更に、この項には、タロー又はラードを圧搾して得た物品を含まない（15.03）。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">（ 新 規 ）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>21.02 酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第 30.02 項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー</p> <p>(A)(省略)</p> <p><u>(B) その他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）</u> <u>これらには、バクテリア及び単細胞藻類のような単細胞微生物を含む（生きていないものに限る。）</u>これらには、炭化水素又は炭酸ガスを含有する基質中で培養して得られたものも含む。これらの物質は、特にたんぱく質に富んでおり、一般に動物の飼料に使用される。</p> <p><u>このグループのある種の物品は、食用又は飼料用に供する食餌補助剤として、例えば、粉末状又はタブレット状のものであっても、また安定剤や抗酸化剤のような少量の賦形剤を含んだものであってもよい。このような物品は、前記成分の添加により、微生物としての性格を変えない限り、この項に属する。</u></p> <p>(C)(省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>21.02 酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第 30.02 項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー</p> <p>(A)(省略)</p> <p><u>(B) その他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）</u> <u>これらには、バクテリア及び単細胞藻類のような単細胞微生物を含む（生きていないものに限る。）</u>これらには、炭化水素又は炭酸ガスを含有する基質中で培養して得られたものも含む。これらの物質は、特にたんぱく質に富んでおり、一般に動物の飼料に使用される。</p> <p>(新規)</p> <p>(C)(省略)</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>21.06 調製食品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>(A)(省 略) (B)(省 略) (1)～(16)(省 略)</p> <p><u>この項には、更に、次の物品を含まない。</u></p> <p><u>(a) 第 20.08 項の果実、ナットその他植物の食用の部分から成る調製品で、調製品としての重要な特性が、果実、ナットその他植物の食用の部分によって与えられるもの(20.08)</u></p> <p><u>(b) 食用に供するために食餌補助剤として調製した第 21.02 項の微生物(21.02)</u></p>	<p>21.06 調製食品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>(A)(省 略) (B)(省 略) (1)～(16)(省 略)</p> <p><u>この項には、更に、第 20.08 項の果実、ナットその他植物の食用の部分から成る調製品で、調製品としての重要な特性が、果実、ナットその他植物の食用の部分によって与えられるものを含まない(20.08)。</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>26.21 その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（1）主として、実用的なボイラー中で石炭、亜炭、泥炭又は石油を燃焼することで得られる鉱物の灰及びクリンカー：これらは、主に、セメント製造の原料、コンクリート又は鉱山の埋戻し剤中のセメントに対する補助剤、プラスチック及びペイント中の鉱物性充てん剤、建築ブロック製造及び堤防、ハイウェイランプ又は橋台のような土木建造物においては軽量の骨剤として使用される。</p> <p>これらには次の物品を含む。</p> <p>（a）フライアッシュ（飛灰）：炉内の燃焼排出ガス中に混入している微細な粒子であり、バッグや静電的なフィルターによって捕集されるものである。</p> <p>（b）ボトムアッシュ（主灰）：炉内から排出された直後のガス流から沈降分離されたより粗い灰である。</p> <p>（c）ボイラースラグ：炉底から取り除かれる粗い残留物である。</p> <p>（d）流動床式焼却炉から生じた灰（FBC-ash）：石灰岩又はドロマイトの流動床中で石炭又は石油を燃焼することで生じる無機物の残留物である。</p> <p>（2）～（5）（省 略）</p>	<p>26.21 その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（1）<u>鉱物の灰及びクリンカー（例えば、石炭灰、亜炭灰、泥炭灰等）</u>：石炭灰は、主として、実用的なボイラー中で粉砕した石炭を燃焼することで得られる。石炭灰は、細かい粉状及び砂程度の粒状の材料である。石炭灰は、主に、セメント製造の原料、コンクリート又は鉱山の埋戻し剤中のセメントに対する補助剤、プラスチック及びペイント中の鉱物性充てん剤、ブロック製造及びハイウェイランプ又は橋台のような土木建造物においては軽量の軽い骨剤として使用される。</p> <p>（2）～（5）（省 略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.38 雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩</p> <p>この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、雷酸塩、シアン酸塩、イソシアン酸塩、チオシアン酸塩(シアン酸(HO-C N)、イソシアン酸(HN=C=O)、雷酸(HO-N=C)若しくはその他のシアン酸異性体又はチオシアン酸(HS-C N)の金属塩)を含む。</p> <p>(省 略)</p> <p>(C)チオシアン酸塩</p> <p>チオシアン酸塩(スルホシアン化物、sulphocyanides)は、チオシアン酸(単離されない)(HS-C N)の金属塩である。</p> <p>主なものは次の物品である。</p> <p>(1)~(6)(省 略)</p>	<p>28.38 雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩</p> <p>この項には、この節の総説に掲げる除外例を除き、雷酸塩、シアン酸塩、イソシアン酸塩、チオシアン酸塩(シアン酸(HO-C N)、イソシアン酸(HN=C=O)、雷酸(HO-N=C)若しくはその他のシアン酸異性体又はチオシアン酸(HS-C N)の金属塩)を含む。</p> <p>(省 略)</p> <p>(C)チオシアン酸塩</p> <p>チオシアン酸塩(スルホシアン化物、sulphocyanides)は、チオシアン酸(単離されない)(HS-C=N)の金属塩である。</p> <p>主なものは次の物品である。</p> <p>(1)~(6)(省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>28.41 オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩 (省略)</p> <p>(1) ~ (13) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p><u>(a) 貴金属の化合物 (28.43)</u></p> <p>(b) ~ (c) (省略)</p>	<p>28.41 オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩 (省略)</p> <p>(1) ~ (13) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p><u>(a) 貴金属の化合物 (陰イオンに貴金属を含む酸の化合物 (例えば、金酸塩、白金酸塩) 及びその他の金属酸の貴金属塩 (例えば、クロム酸銀) (28.43))</u></p> <p>(b) ~ (c) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>38.24 鋳物用の鋳物又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（A）（省 略）</p> <p>（B）化学品及び化学又はその他の調製品</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（1）～（47）（省 略）</p> <p>（48）<u>植物油又は動物油から誘導される長鎖脂肪酸のモノアルキルエステル（いわゆる、バイオディーゼル）：特に内燃機関の圧縮点火用の燃料として用いられる。</u></p> <p><u>ただし、石油分又は歴青油の含有量が全重量の70%以上である混合物は、27.10項に属する。</u></p>	<p>38.24 鋳物用の鋳物又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（A）（省 略）</p> <p>（B）化学品及び化学又はその他の調製品</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（1）～（47）（省 略）</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>49.07 郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するもので使用していないものに限る。） これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券</p> <p>(A)～(C)(省略)</p> <p>(D)紙幣及び銀行券：これらには、発行国又はその他の地域で通貨又は法貨として使用するために国又は承認された発券銀行により発行された各種の額面金額の紙幣及び銀行券を含む。これらには、提示の際に、いずれの国においても、いまだ法貨ではなく又はもはや法貨ではない紙幣及び銀行券を含む。しかしながら、収集品又は標本を構成する紙幣及び銀行券は、97.05項に属する。</p> <p>(E)(省略)</p> <p>(F)(省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>49.07 郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するもので使用していないものに限る。） これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券</p> <p>(A)～(C)(省略)</p> <p>(D)紙幣及び銀行券：これらには、発行国又はその他の地域で通貨又は法貨として使用するために国又は承認された発券銀行により発行された各種の額面金額の紙幣又は銀行券を含む。</p> <p>(E)(省略)</p> <p>(F)(省略)</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>51.10 粗獣毛製又は馬毛製の糸(馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>(2) 馬毛の糸。これらの糸は、一般に短い馬毛(馬のたてがみ又は牛の尾毛)を紡績して得られる。馬の尾毛からの長い馬毛は紡績できない。これらは、しばしば両端を結ぶことにより、ある種の馬毛繊維の製造にたて糸として使用される連続したフィラメントを形成する。その用途から、この種のフィラメントはこの項に分類される。しかしながら、馬毛の単毛(両端を結んでいないもの)は05.03項に属する。</u></p> <p><u>馬毛を綿糸又はその他の糸で巻きつけた馬毛の束からなる馬毛の糸は、この項に属する。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>51.10 粗獣毛製又は馬毛製の糸(馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>(2) 05.03 項の馬毛の糸。これらは、短い馬毛(例えば、馬のたてがみ又は牛の尾毛を紡績して得られる。長い馬毛(例えば、馬の尾毛)は紡績できないが、その両端を結びつけることにより長い糸に形成される。</u></p> <p><u>また、馬毛の糸は、平行な馬毛を綿糸又はその他の糸で巻きつけることによっても得られる。このような結んだ糸又は巻きつけた糸は、この項に属する。</u></p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>57.03 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）</p> <p><u>この項には、タフティングマシン（tufting machine）を使用し、ニードル及びフックの方式で、基布（通常、織物又は不織布）に紡織用繊維の糸を挿入して基布の表面にループ（針及びフックに切断装置を組み合わせている場合は房）を形成することにより作られるタフテッドじゅうたんその他のタフトした紡織用繊維の床用敷物を含む。このパイルを形成する糸は、その後にゴム又はプラスチックを塗布して固定される。通常、このゴム又はプラスチックが乾燥する前に、ゆるく織られた紡織用繊維（例えば、ジュート）による補助的な基布又は発泡ゴムで覆われる。</u></p> <p><u>この項には、またタフティングガンを使用して作られるか、又は手作業により作られるタフテッドじゅうたんその他のタフトした紡織用繊維の床用敷物を含む。</u></p> <p>この項の物品は、例えば、床用敷物としての用途に適する硬さ、厚さ、強さで58.02 項のタフテッド織物と区別される。</p>	<p>57.03 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）</p> <p><u>この項には、タフティングマシン（tufting machine）を使用し、ニードル及びフックの方式で、基布（通常、織物又は不織布）に紡織用繊維の糸を挿入して基布の表面にループ（針及びフックに切断装置を組み合わせている場合は房）を形成することにより作られるタフテッドじゅうたんその他のタフトした紡織用繊維の床用敷物を含む。このパイルを形成する糸は、その後にゴム又はプラスチックを塗布して固定される。通常、このゴム又はプラスチックが乾燥する前に、ゆるく織られた紡織用繊維（例えば、ジュート）による補助的な基布又は発泡ゴムで覆われる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p>この項の物品は、例えば、床用敷物としての用途に適する硬さ、厚さ、強さで58.02 項のタフテッド織物と区別される。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>（ ）はん用性の機械類</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>（ ）特定産業用の機械類</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">（ ）その他の種々の機械類</p> <p>このグループには、次の物品を含む。</p> <p>（ 1 ） - （ 10 ）（ 省 略 ）</p> <p>（ 11 ）ボルト締め機、ボルト抜き機及び金属製の芯を取り出す機械（ 82 類の手工具及び小型の手持工具（ニュー - マチック式、液圧式又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）（ 84.67 ）を除く。）</p> <p>（ 12 ） - （ 31 ）（ 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>	<p>84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>（ ）はん用性の機械類</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>（ ）特定産業用の機械類</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">（ ）その他の種々の機械類</p> <p>このグループには、次の物品を含む。</p> <p>（ 1 ） - （ 10 ）（ 省 略 ）</p> <p>（ 11 ）ボルト締め機、ボルト抜き機及び金属製の芯を取り出す機械（ 82 類の手工具を除く。）並びに小型の手持工具（ニュー - マチック式、液圧式又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。84.67 項）</p> <p>（ 12 ） - （ 31 ）（ 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>90.18 医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（ ） - （ ）（省略）</p> <p style="text-align: center;">（ ）その他の医療用電気機器</p> <p>この項には、予防用、治療用又は診断用の医療用電気機器を含む。ただし、X線等を使用する機器（90.22）を含まない。このグループには、次のような物品を含む。</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）電気療法用機器：診断に使用するものを除き、この機器は、神経炎、神経痛、半身不随、静脈炎及び内分泌性貧血のような病気の処置に使用するものである。この機器のあるものは、下記（7）の電気外科用機器と組み合わせられるものもある。</p> <p>（3） - （9）（省略）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>90.18 医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（ ） - （ ）（省略）</p> <p style="text-align: center;">（ ）その他の医療用電気機器</p> <p>この項には、予防用、治療用又は診断用の医療用電気機器を含む。ただし、X線等を使用する機器（90.22）を含まない。このグループには、次のような物品を含む。</p> <p>（1）（省略）</p> <p>（2）電気療法用機器：診断に使用するものを除き、この機器は、神経炎、神経痛、半身不随、静脈炎及び内分泌性貧血のような病気の処置に使用するものである。この機器のあるものは、下記（6）の電気外科用機器と組み合わせられるものもある。</p> <p>（3） - （9）（省略）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>90.19 機械療用法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器</p> <p>(省 略)</p> <p>() - () (省 略)</p> <p>() オゾン吸入器 <u>この機器は、オゾン(化学式 O₃)の治療的性格を用いること(例えば、吸入)により、呼吸器疾患の治療を行うものである。</u></p> <p>() - () (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>90.19 機械療用法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器</p> <p>(省 略)</p> <p>() - () (省 略)</p> <p>() オゾン吸入器 <u>オゾンにより呼吸器疾患の治療を行うものである(通常吸入による。)</u></p> <p>() - () (省 略)</p> <p>(省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボリングアレー用自動装置を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>（ 1 ）（ 省 略 ）</p> <p>（ 2 ）<u>ビデオゲームコンソール及びその他の電子ゲーム（テレビジョン受像機、ビデオモニター及び自動データ処理機械のモニターと共に使用できるもの）、画面を自蔵するビデオゲーム（携帯できるかできないかを問わない）及び電子表示部分を有するオーディオビジュアルゲーム（脚を有する垂直型を含み、家庭又はゲームアーケード内で使用するもので、例えば、貨幣、トークン又はクレジットカードにより操作される場合がある。）</u></p> <p><u>目的とする特性及び主たる機能が、娯楽目的（ゲームプレイ）を意図したビデオゲームは、依然としてこの項に分類される（自動データ処理機械に関する第84類注5（A）の規定を満たすか満たさないかを問わない。）</u></p> <p>（ 3 ） - （ 13 ）（ 省 略 ）</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>（ a ）（ 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <p><u>（ b ）</u>（ 省 略 ）</p> <p><u>（ c ）</u>（ 省 略 ）</p>	<p>95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボリングアレー用自動装置を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>（ 1 ）（ 省 略 ）</p> <p>（ 2 ）<u>ビデオゲーム（テレビジョン受像機とともに使用するもの又は画面を自蔵するもの）及び電子式表示部分を有するその他の技巧又はチャンスを競うゲーム</u></p> <p>（ 3 ） - （ 13 ）（ 省 略 ）</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>（ a ）（ 省 略 ）</p> <p><u>（ b ）84 類の注 5(A)の条件を満たす機器（ビデオゲーム用のプログラムを組むことができるかできないかを問わない。）（84.71）</u></p> <p><u>（ c ）</u>（ 省 略 ）</p> <p><u>（ d ）</u>（ 省 略 ）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>97.05 収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（A）、（B）（省略）</p> <p>（C）古銭の収集品及び標本</p> <p><u>これらは、硬貨、紙幣及び銀行券（もはや法貨ではなく、49.07項以外のもの）並びにメダルで、収集品として又はばらのものとして提示する。後者の場合において、それぞれの物品は、通常、硬貨又はメダルの同一種類のものが少なく、また明らかに収集用のものとして認められるものに限り、この項に属する。</u></p> <p>この項には、古銭の収集品又は標本として認められないもの（例えば、硬貨又はメダルの同一種類のものを多く含んだもの）を含まない。これらは71 類に属する。ただし、ある種の硬貨又はメダルで、金属の再溶解等のみに適するようにつぶし又は曲げてあるものは金属のくずの各項に属する。</p> <p>発行国で通貨となっている硬貨は、たとえ提示ケースに収納されて一般に販売するようになっていても71.18 項に属する。</p> <p>身辺用細貨類として取り付けた硬貨又はメダルは除外される（71 類又は97.06）。 <u>もはや法貨ではなく、かつ、収集品又は標本として認められない紙幣及び銀行券は、49.07項に属する。</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>97.05 収集品及び標本（動物学、植物学、鉱物学、解剖学、史学、考古学、古生物学、民族学又は古銭に関するものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（A）、（B）（省略）</p> <p>（C）古銭の収集品及び標本</p> <p><u>これらは、硬貨又はメダルで、収集品として又はばらのものとして提示する。後者の場合において、それぞれの物品は、通常、硬貨又はメダルの同一種類のものが少なく、また明らかに収集用のものとして認められるものに限り、この項に属する。</u></p> <p>この項には、古銭の収集品又は標本として認められないもの（例えば、硬貨又はメダルの同一種類のものを多く含んだもの）を含まない。これらは71 類に属する。ただし、ある種の硬貨又はメダルで、金属の再溶解等のみに適するようにつぶし又は曲げてあるものは金属のくずの各項に属する。</p> <p>発行国で通貨となっている硬貨は、たとえ提示ケースに収納されて一般に販売するようになっていても71.18 項に属する。</p> <p>身辺用細貨類として取り付けた硬貨又はメダルは除外される（71 類又は97.06）。</p> <p style="text-align: center;">（新規）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>